

# みどり定期巡回・隨時対応型訪問介護看護

## (連携型)

### 重 要 事 項 説 明 書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。  
(可児市指定 事業所番号 2193100209 )

当事業所は、利用者に対して指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

\*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。

#### ◇ 目 次 ◇

1. 事業者	1 ページ
2. 事業所の概要	1 ページ
3. 事業実施地域及び営業時間	2 ページ
4. 職員の配置状況	2 ページ
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3 ページ
6. 利用料金のお支払い方法	5 ページ
7. サービスの利用に関する留意事項	5 ページ
8. 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画	6 ページ
9. 勤務体制の確保等	7 ページ
10. 地域との連携	7 ページ
11. 指定訪問看護事業所との連携	7 ページ
12. サービス終了に伴う援助について	7 ページ
13. サービス提供に関する相談・苦情の受付について	8 ページ

## 1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人純真会
- (2) 法人所在地 岐阜県可児市下恵土3440-678
- (3) 電話番号 0574-63-6611 (あんどうクリニック)
- (4) 代表者氏名 理事長 安藤文夫

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 連携型指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護  
可児市指定 2019年4月1日指定
- (2) 事業の目的 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に、または利用者からの随時の通報に適切に対応を行うことにより、利用者が安心してその居宅において生活を送ることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 みどり定期巡回・随时対応型訪問介護看護
- (4) 事業所の所在地 岐阜県可児市下恵土4061
- (5) 電話番号 0574-48-8897  
FAX番号 0574-66-6011
- (6) 管理者氏名 渡辺知代
- (7) 運営の方針
  - ・要介護となった場合でも、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期的な巡回又は 随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。
  - ・事業者は、提供するサービスの質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。
- (8) 事業の開始年月日  
2019年4月1日
- (9) 設備の概要 ・設備基準により、事務室・相談室、および感染症予防に必要な設備または備品を備えます。
  - ・次の通信機器を備え、必要に応じてオペレーターが携帯します。
    - ア.利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器
    - イ.隨時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器
    - ウ.利用者が適切にオペレーターに通報できる端末機器

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 可児市
- (2) 営業日 365日
- (3) 営業時間 24時間

#### 4. 職員の配置状況

当事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1人(常勤兼務)
  - ・事業所の従事者および業務の一元的な管理
- (2) オペレーター 提供時間を通じて1名以上（常勤兼務）
  - ・利用者、家族からの通報を随時受け付け、適切に対応
  - ・利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言
- (3) 計画作成責任者 1人(常勤兼務)
  - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付
  - ・サービス提供の日時等の決定
  - ・サービスの利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理
- (4) 定期巡回サービスを行う訪問介護員 3名以上(常勤兼務)
  - ・居宅サービス計画に沿った定期的な巡回
- (5) 隨時訪問サービスを行う訪問介護員 提供時間を通じて1名以上（常勤兼務）
  - ・オペレーターからの要請を受けての利用者宅の訪問

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

- (1) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス

〈サービスの概要〉

① 定期巡回サービス訪問	介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
② 隨時対応サービス	あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス
③ 隨時訪問サービス	随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

☆定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助をします。

☆随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは計画作成責任者、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

☆随時訪問サービスの提供にあたっては、計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行います。

☆訪問看護サービスの提供にあたっては、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を提供する指定訪問看護事業所および主治の医師との密接な連携に基づき、医師による指示を文書で受けた場合に、指定訪問看護事業所により提供されます。

#### <サービス利用料金>

※可児市は地域区分の7級地の適用地域であり、1単位 10.21円となります。

総単位数に 10.21円を乗じた保険請求額の1割分(2割分又は3割分)が負担額となります。

- ・基本料金 1ヶ月ごとの包括料金(定額)です。

要介護度	定期巡回・随时対応型訪問介護看護費Ⅱ (連携型) 基本単位/月
要介護1	5,446
要介護2	9,720
要介護3	16,140
要介護4	20,417
要介護5	24,692

- ・加算および減算料金

※表示は全て単位表記になります。

同一建物の利用者への サービス提供時の 減算	事業所の所在地する建物と同一の敷地 内に居住する利用者に対して当該サー ビスを行った場合	-600
通所サービス 利用時の減算	通所介護等を受けている利用者に対し て、当該サービスを行った場合	要介護1 -62／日 要介護2 -111／日 要介護3 -184／日 要介護4 -233／日 要介護5 -281／日
短期入所サービス 利用時の減算	短期入所等を受けている利用者に対し て、当該サービスを行った場合	短期入所系サービスの利用日 数に応じた日割り計算を行う
初期加算	利用開始日から30日間 ※30日を 超える入院後の利用再開後も同様	30／日
サービス提供体制 強化加算 (Ⅰ)	当事業所の介護従事者の総数のうち介 護福祉士の資格を有する者の割合が 60%以上、又は、勤続10年以上の介 護福祉士の資格を有する者の割合が 25%以上配置	750／月
サービス提供体制 強化加算 (Ⅱ)	当事業所の介護従事者の総数のうち介 護福祉士の資格を有する者の割合が 40%以上、又は、介護福祉士、実務者 研修、基礎研修修了者の合計が60%以 上配置	640／月

サービス提供体制 強化加算 (Ⅲ)	次のいずれかに該当する場合 ① 当事業所の介護従事者の総数のうち介護福祉士の資格を有する者の割合が30%以上、又は、介護福祉士、実務者研修、基礎研修修了者の合計が50%以上配置 ② 常勤職員 60%以上配置 ③ 勤続 7 年以上の者が 30%以上配置	350／月
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	計画作成責任者がリハビリテーション事業所の専門職等の助言を受け、生活機能アセスメントを行ったうえで定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画書を作成しサービスを提供した場合	100／月 ※計画を作成し サービス提供した月のみ ※4 カ月以降は同様に 計画見直した場合算定
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	計画作成責任者がサービス提供の一環として利用者の居宅を訪問し状況を把握したリハビリテーション事業所の専門職と共同してカンファレンス及び生活機能アセスメントを行ったうえで定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画書を作成しサービスを提供した場合	200／月 ※計画を作成し サービス提供した月から 3 カ月間算定 ※4 カ月以降は同様に 計画見直した場合算定

認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	・認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が 100 分の 50 以上 ・認知症介護実践リーダー研修修了者を下記の数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施 ※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が 20 名未満の場合は 1 名以上、20 名以上の場合は 1 名に、19 名を超えて 10 名又は端数を増すごとに 1 名を加えた数 ・職員に認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	90／月
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	・上記に加え、認知症介護指導者養成研修終了者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 ・介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施	120／月
総合マネジメント体制 強化加算 (Ⅰ)	個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、隨時適切に見直しを行っている場合 各サービスの特性に応じて、「病院又は診療所等に対し、日常的に、情報提供等を行っている」場合 地域住民等の相談に対応する体制を確保しており、地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し利用者	1, 200／月

	の状態に応じた支援をおこなっている場合 他地域密着型サービス事業所等と共同で事例検討会、研修等を実施している	
総合マネジメント体制 強化加算（Ⅱ）	個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、隨時適切に見直しを行っている場合又は、各サービスの特性に応じて、「病院又は診療所等に対し、日常的に、情報提供等を行っている」場合	800／月
介護職員処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合（1ヶ月当たりの総単位数に左記を乗じた額を加算）	(I) 0.245 (II) 0.224 (III) 0.182 (IV) 0.145
高齢者虐待防止措置 未実施減算	規定する措置を講じていない場合に減算	所定単位数の1/100相当の単位数を減算
業務継続計画 未策定減算	規定する基準を満たしていない場合に減算	所定単位数の1/100相当の単位数を減算

※介護職員処遇改善加算については、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

☆上記のサービス料金表によって、利用者の要介護度などに応じた金額をお支いいただきます。

☆利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてお知らせします。

## （2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

### （ア）複写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費相当分（1枚につき10円）をご負担いただきます。

### （イ）通常実施区域外の交通費

通常の事業実施地域外へのサービス提供を利用される場合は、1回の利用につき300円をいただきます。

## 6. 利用料金のお支払い方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金明細を翌月15日以降に発行し、ご指定の住所へ郵送等させて頂きます。26日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に自動口座引き落としされます。または、あんどうクリニック外来受付に直接お支払下さい。

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービスを行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員の交替

#### ア. 利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指定はできません。

#### イ. 事業所からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合にご利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項

#### ア. 定められた業務以外の禁止

訪問介護サービスの利用にあたり、利用者は「5.事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

#### イ. 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの実施に当ってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### ウ. 備品等の使用

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用いたします。

#### エ. 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、事業所にて預かるものとします。

利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した文書を利用者に交付するものとする。また、合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じます。

### (4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- 1. 利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- 2. 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- 3. 飲酒及び喫煙
- 4. 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 5. その他利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

(5) 提供の拒否の禁止

利用者からの定期巡回・随時対応型訪問介護看護の申し込みに対しては、当該事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合、または通常の事業の実施地域外からの申込者に対して適切なサービスを提供することが困難である等の正当な理由がない限り、原則提供を拒否しません。

(6) サービス提供困難時の対応

前項の正当な理由により、適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、適当な他の介護サービスの紹介、その他の必要な措置を速やかに講じるものとします。

(7) 受給資格等の確認

サービス提供を開始する際には、介護保険被保険者証の提示を受け、被保険者資格等の確認を行ないます。

(8) 身分証の携行

訪問介護員は利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、身分を明らかにする名札等を携行し、求めに応じて提示します。

## 8. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画

(1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）を作成します。

(2) 計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりませんが、定期巡回・随時対応型訪問介護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に位置づけられた定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の心身の状況を踏まえ、計画作成責任者が決定することができます。

(3) 計画は、連携する指定訪問看護事業所又は他の訪問看護事業所のアセスメントを踏まえて作成します。

(4) 計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意の上、交付します。

(5) 計画の作成後においても、常に計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとします。

## 9. 勤務体制の確保等

(1) 当事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めています。

(2) 事業所は従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を確保します。

ア. 採用時研修 採用後随時

イ. 定期的研修 随時

## 10. 地域との連携

(1) 当事業所はサービスの提供にあたって、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。

(2) 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とします。

(3) 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、有識者等とします。

(4) 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

## 11. 指定訪問看護事業所との連携

当事業所は、連携する指定訪問看護事業所との協定に基づき、以下の事項について協力を得ます。

(1) 利用者に対するアセスメント

(2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保

(3) 医療・介護連携推進会議への参加

(4) その他必要な指導及び助言

## 12. サービスの終了に伴う援助について

利用者は以下の事由により、サービスを終了することができます。

ア. 要介護認定により利用者の心身の状態が要支援または自立と判断された場合

イ. 利用者から契約解除の申し出があった場合

ウ. 利用者及びご家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合

エ. 事業所のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合

オ. 利用者が死亡した場合

サービスが終了する場合には、事業所は利用者の置かれている環境等を勘案し、必要な支援を行うよう努めます。

### 13. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、訪問介護等の提供にあたっては、利用者が安全に安心して利用していただけるよう、利用者の身体、生命の安全の確保に万全を尽くしますが、万が一事故が発生した場合には事故原因の追究及び解決にあたります。
- (2) 事業者は万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しているが、利用者も適切な対応を講じます。
- (3) 事業者は、訪問介護等の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼし、法的義務が発生した場合には、利用者に対してその損害を賠償します。

### 14. 緊急時の対応

当事業者におけるサービス提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、応急処置を行い、事前の打ち合わせによる、主治医・緊急時病院・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

### 15. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

窓口	管理者 渡辺知代
受付時間	9：00～17：00（毎週日～日曜日）
電話番号	0574-48-8897

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

可児市役所 介護保険課 (介護事業者係)	所在地 可児市広見1-1 電話番号 0574-62-1111（代表） FAX 0574-60-4616 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日除く）
岐阜県国民健康保険団体連合会 (介護・障害課苦情相談係)	所在地 岐阜市下奈良2-2-1（岐阜県福祉農業会館内） 電話番号 058-275-9826 FAX 058-275-7635 受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日除く）

## 16. 緊急連絡先

1	氏名	【続柄】
	住所	〒
	連絡先	【携帯】 【自宅】

2	氏名	【続柄】
	住所	〒
	連絡先	【携帯】 【自宅】

3	病院	【TEL】
	主治医	【TEL】

年 月 日

指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

(事業者) 医療法人 純真会

みどり定期巡回・随时対応型訪問介護看護

説明者 職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供開始に同意します。

(利用者)

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

住所 \_\_\_\_\_

(代理人)

氏名 \_\_\_\_\_ (印) (続柄)

住所 \_\_\_\_\_